

# アユタヤ王朝時代におけるタイ華僑の発展

たか はし たもつ  
高 橋 保

はしがき

- I スコタイ王朝時代のタイ華僑
- II アユタヤ王朝時代のタイ華僑の生活
  - 1. 華僑居留地の所在
  - 2. 華僑居留地における行政機構
  - 3. 華僑の社会生活
- III アユタヤ王朝時代のタイ華僑の政治・経済活動
  - 1. 政治・行政面での華僑の活躍
  - 2. 財政・経済面での華僑の活動

あとがき

は し が き

東南アジアにおける華僑の最大発展地の一つがタイであることはいまさら改めて説くまでもない周知の事実であろう。本稿は、そのタイにおける華僑発展史上の初期——アユタヤ(Ayuthaya)王朝時代末期まで——について若干の考察を試みたものである。もとより未熟な習作にすぎないものではあるが、大方の御示教を得て今後に補正を期すことにしたい。

## I スコタイ王朝時代のタイ華僑

タイにおける初期華僑として、史料的に明確に徴しうるのは、宋の遺臣陳宜中である。『宋史』巻418、陳宜中伝にはかれの南宋滅亡に際しての行動として、

「井澳の敗(1277年)により、宜中は主(益王)を奉じて占城に走らんと欲し、乃ち先ず占城に如き意を諭す。事のなすべからざるを度り遂に反らず、二王累ねて之を召さしめども終に至ら

ず。」

として、陳宜中の占城(Champa, 現在の中部ベトナムにあったチャム族の国家)亡命を伝えており、さらにその後のこととして、

「至元十九年(1282年)。大軍占城を伐つや宜中遅に走る。後ち遅に没す。」

と記されている。これによると、陳宜中は至元19年の元のチャンパ攻撃の際、チャンパからさらに「暹国」すなわちタイのスコタイ(Sukhothai)国(註1)に亡命し、のちにその地で死去したことが判明するのである。

もっともこうした陳宜中の暹への亡命については異説もあり、かれがチャンパからジャワ(閩婆)へ走ったと記している『心史』などの史料もあることを付言しておかなければならない(註2)。

アユタヤ王朝以前のタイ国華僑として、つぎに問題とされるのは、暹国のスワンカロック窯で焼かれたいわゆる「宋胡録」陶器の中国工人についてである。Wood はこれについて、

「1294年にはラムカムヘン王みずから元帝を訪問している。(中略)けだし彼は1300年再び元を訪ね、帰路多数のシナ陶工を伴っている。ここにおいて、著名なスワンカロック(Sawank'alok)焼がはじめられ、その製品は今なお同好者の珍重するところである。」

と記されており(註3)、従来これに従う華僑研究者も多かった(註4)。

しかし、スワンカロック焼の技術的な点(細質施

釉)より推してたしかにこれに当時の中国技術の影響を認めるべきであり、中国の陶工がスワンカロックでの製陶に参加していたことを認めるとしても、上掲 Wood 氏の主張するごとく、(1) A. D. 1300年にラーマカムヘン王が元朝を訪問し、(2)その帰途、中国陶工を伴い帰ったのがスワンカロック焼の起りである、と厳密な限定をつけるには、それらを裏づける確実な史料に欠けており、直ちにはこの説は信じがたいといわねばならないであろう。同時代の中国と暹国との交渉史の概要は、中国側正史たる『元史』に記録されているが、この『元史』にも Wood 氏の上掲所説の(1)(2)2点についてそれを裏づける記録は全く見いだされないのである(注5)。

(注1) 暹の位置や一般事情については、筆者が前に考察したことがある。杉本直治郎・高橋保「暹の位置問題の再吟味」(『東方学』、第14輯、1957年7月)。

(注2) 藤原利一郎「中国資料からみた東南アジアの歴史——元明時代の東南アジア華僑について——」(『東南アジア研究』、第1巻第2号、1963年11月)49ページには、この両史料の説を検討して、「『宋史』の説よりも『心史』のそれがより妥当かとも思われる」と結んでおられる。

(注3) W. A. R. Wood, *A History of Siam* (London, 1926), p. 55. (邦訳『タイ国史』、42~43ページ)

(注4) たとえば満鉄東亜経済調査局『タイ国における華僑』(東京、昭和14年)、7ページや Kenneth P. Landon, *The Chinese in Thailand* (New York, 1941). (邦訳『タイ国の華僑』、7ページ)

(注5) 杉本直治郎「暹国と中国との交渉」(『南方史研究』、第1号、1959年、1~16ページ)10~11ページ参照。

## II アユタヤ王朝時代のタイ華僑の生活

ダ・クルーズ(da Cruz)の『支那旅行記』(1556年)に

「いかなる中国人をも通商のため、中国以外に

航海するを許さず。国外に出でたる者は再び中国に帰らざるなり。これらの出国者の一部はマラッカに、一部はシャムに、パタニに住む。同様に南方の諸地域に許可なくして出でたる人々散在す。」

という記事がみえ(注1)、明朝が自国人の海上進出と私的取引を禁止したいわゆる海禁政策を採っていたこと、およびそれにもかかわらず、同時代には中国人の東南アジア流出が続き、同地域諸国に華僑がそうした発展をとげていたことを伝えている。たしかに明朝(1368~1664年)治下の中国においては、16世紀後半(1567年)までの海禁政策の実施によって、東南アジアとの交易関係に厳しい制限が課され、中国人の海上進出や私的取引が禁止され、朝貢貿易すなわち名目上は外交使節であるものによる取引行為のみが許可されたのであった(注2)。

すでに元時代以来、東南アジア各地に発展をとげつつあった華僑たちの多くは、こうした海禁政策実施下の本国に帰国することなく、引き続いて現地に滞在し、もはや母国の後援を期待しえなくなって以後はある者は海賊化し、またある者はそのすぐれた航海技術や取引の経験によって東南アジア各地の土着政権と結びつき、そうすることによって、その地域における自己の居住と生活の維持・発展に努力したのであった。一方、現地政権としても、対中国朝貢貿易をはじめとする諸外国との貿易、あるいは国内商業活動においても、技術と経験に秀れた在住華僑の利用によって確実な財政収益を期待しうるので、こうした華僑の受け入れを歓迎したのであろうし、ここに華僑と現地政権の両者は相互依存的関係によって結ばれたものと思われる。さらに、こうした大活躍を続ける華僑たちに刺激されて、進取の気質に富む福建・広

東など中国東南海岸地域の住民のなかには、政治・経済的な諸般の事情も重なって、東南アジアに進出していく者もそうとう多かったようである。

こうしてすでに15世紀前葉の東南アジア各地——スマトラのパレンバン、ジャワのトパン、グリッセ、スラバヤ、マレー半島のマラッカなど——にはそうとうの華僑が居住していたようで、そのことは中国側のイニシアチブによって7回にわたって行なわれた大規模官営貿易として有名な鄭和の南海遠征(1405~1433年)に参加した人々の記録(『瀛涯勝覽』、『星槎勝覽』、『西洋番国志』など)をはじめ、多くの中国側記録から実証される。

このようなマレー、スマトラ、ジャワの各地域と並んで、ダ・クルーズによれば、当時のタイには首都アユタヤ(ダ・クルーズのシャム)と南部タイの重要都市パタニ(Patani)といった二つの地域に華僑が居住していたことが知られるわけである。

そこで以下には、こうしたタイ各地の華僑のうち、紙数の関係もあって、とくに前者のアユタヤ居住華僑を中心に採り上げ、14世紀中葉から18世紀後半(1767年)まで続いたアユタヤ王朝時代のかれら華僑の生活と活動の実態をさぐってみることにしたい。

#### 1. 華僑居留地の所在

『明実録』永楽7年(1409年)10月己亥朔の条に「南海民何八観等海島に流移し、遂に暹羅に入る。是に至り、(暹羅使臣)坤瓊文帰るに因り、上令して、其の国王に諭して、八観等を還えし、逋逃を納れて以て罪戾を取るなこと母らしむ。」という記載があり、また『同書』永楽8年12月戊戌の条に、

「暹羅国王使臣曾寿賢等を遣わし、上表して馬及び方物を貢し、ならびに中国流移の人を送って還す。」

とある。これによれば、すでに15世紀初頭からタイには華僑が在住していたことが判明しよう。

ついで、ポルトガル人 Tomé Pires が1512~15年のマラッカ滞在中に記した報告のなかに、当時のタイの諸事情を述べているが、そのなかで華僑についても言及し、

「シャムの国は大きく、多くの人々や、都市や多くの領主や、多くの外国人商人で一杯である。この外国人の大部分は中国人で、これはシャムの取引は大部分中国で行なわれているためである。……シャムの人達は自分達の土地や王国に来る外国の商人たちに対して、狡猾さをもって臨み、彼等に商品を国内に置いて行くように仕向け、しかも支払いが悪い。これはすべての外国人商人に対するものであるが、中国人に対してはそれほどでなく、それは中国人の(シャム)王との友情にもとづくものである。……シャムにいる外国人商人は9につき2を納める。中国人は12につき2を払う。」

と述べている<sup>(註3)</sup>。これによって、16世紀初頭のタイにおいて、中国人商人が多数居住しており、しかもかれらが特別に優遇されていたことが判明するのである。こうした華僑と現地政権との友好関係は、前述したような両者間の相互依存関係から生じたものであることはいうまでもない。

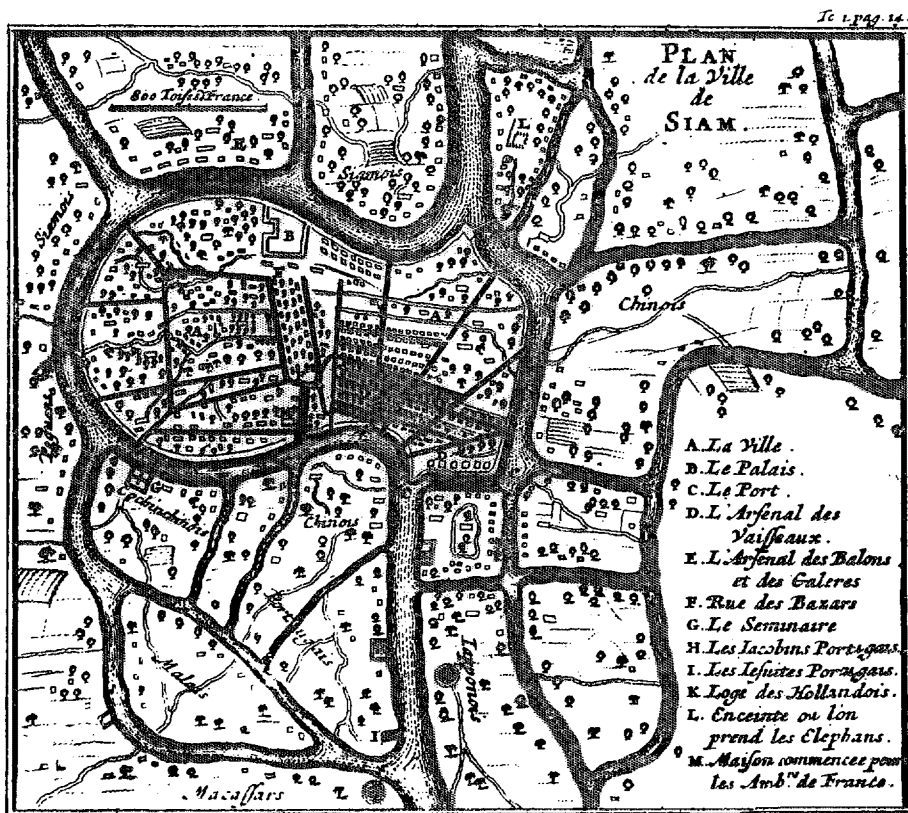
同時代の記録として、また A. D. 1536年序の黄衷『海語』巻上、風俗、暹羅の条にも、その国都アユタヤについての記述がみえるうちに

「奶街有り。華人流寓者の居と為す。」

とある。「奶」は後出のように、タイ語で頭領、監督を意味する Nai の音訳で、「奶街」とはしたがって「頭領によって治められた居住民街」を意味することとなる。

下って17世紀の記録としては、後出のように

17世紀のアユタヤ市街



(出所) De la Loubère, Du Royaume de Siam.

(注) 華僑街は城外の東と南にそれぞれ Chinois と記されている。

Van Vliet, Gervaise, De la Loubère など多数のヨーロッパ人がアユタヤの華僑居留地の存在を伝えており、18世紀にはいつてからも、宝永6年(1709年)に成ったわが国の西川如見の『増補華夷通商考』巻3、暹羅の条に

「此国にも日本人渡海の時住居せる者の子孫、今に多く之れ有る由。尤唐人も多く居住す。」という記事があり(註4)、また Valentyn や Turpin(註5)もアユタヤの華僑街について言及している。

以上の諸史料によれば、15世紀初頭以来、アユタヤに多数の華僑が在住しており、おそくとも16世紀前葉までにはその地に華僑街なるものが形成

され、その華僑街はアユタヤ王朝末期まで続いて存在していたことが知られるのである。

当時の東南アジアにおける貿易の一大中心地であったアユタヤには、こうした中国人をはじめ、日本人、コーチシナ(ベトナム)人、ジャワ人、マレー人、ビルマ人、インド人などアジア諸国人はもちろん、ポルトガル人なども16世紀初頭から渡航滞在していたが、おくれて到来したイギリス人やオランダ人も17世紀初頭にこの地におのおの商館を開設している。イギリスは1612年に、次いでイギリスより早くから交渉をもっていたオランダがその翌(1613)年に正式に商館を開設したので

あった。

1624年から29年まで、アユタヤのオランダ商館の館長であった Joost Schouten は、当時のアユタヤについて

「アユタヤには各種の中国陶磁器、珠寶、黄金、安息香、蠟、蘇木、沈香、錫、鉛 および毎年約15万張を産し高値で日本人に売られる大きな鹿皮がある。シャム人は大規模な食糧の交易を行っている。米は毎年数千トンが外国に輸出されている。その盛んな貿易のために、インド人、西アジア人、ヨーロッパのモール人およびキリスト教徒商人などの諸外国人がアユタヤに來航している。国王はまた一大商人でもある。彼は自分の船舶や商館を有し、もってコロマンデルや中国に通商を行ない、そのため彼は世界中で最も幸福であり、かつ最も権力を有する君主になっている。」

と記している<sup>(註6)</sup>。もって17世紀当時のアユタヤにおける貿易とそれに伴う諸外国人の往来の盛んな様子を知ることができよう。こうした背景のもとにアユタヤには諸外国人の居留地が形成されたのである。当時のタイからの主要輸出品は獣皮、蘇木、硝石、象牙、錫などであり、ほかにも米、燕巢などが若干あった。一方、主要輸入品としては綿布、各種綿製品、銀、陶磁器、絹、染料、などがあった。

いま、17、8世紀の西欧人の作製にかかる古地図(Courtaulin, Kaempher, De la Loubère, Valentyn など)<sup>(註7)</sup>によれば、アユタヤには17世紀当時、2カ所の主要な華僑居留地が存在したことがわかる。すなわち、その一つは、(1)アユタヤ王城の東部、チャオ・プラヤー河左岸地帯で日本人居留地の北側であり、他方は、(2)王城の南部、ポルトガル人居留地の北側の一帯、といった2カ所である。このほか Kaempher によると<sup>(註8)</sup>、(3)アユタヤ王城内の

東南隅にもわずかながら中国人が居住している地区があったようである。Bowring はラタナコシン＝バンコック王朝のMongkut 王(Rama IV)が、アユタヤ王朝末期のこととして、Rama I の父の夫人がアユタヤ在住華僑の最も富裕な一家の出身であり、その華僑一家は城内、東南隅に住んでいたと語ったことを伝えている<sup>(註9)</sup>。

アユタヤ近傍における華僑に関連ある地として考えられるものは、以上の3カ所のほかに、なお地図上に、(4)アユタヤの南方、チャオ・プラヤー河中の唐人島があるが、おそらくここにも華僑居留地があったのではなかろうか。

ところで、以上の華僑居留地は、すでにふれたように、少なくとも16世紀初頭には成立していたことが判明するが、一方1616年のこととして

「(シャム)国王は緊急勅令を出して、国民ならびにシャムに貿易に来る諸外国人の目下シャムに居住して河岸に居を構えている者に、各自の負担で、彼等の地区の長さだけ、河底をさらに一尋深く掘下げ、其の地区の前面に岸壁を築かせた<sup>(註10)</sup>。」

という事実からすれば、17世紀初頭にはこの居留地もかなり整備されたことが推察される。

## 2. 華僑居留地における行政機構

中国記録中にはアユタヤ華僑街に関する詳細な記載を見いだしがたいのであるが、一方前掲のような西欧人記録中にそうした華僑居留地の行政組織など興味ある記述を見いだすことができる。

まず1681年渡暹して5年間その地で活躍したフランス人宣教師 Gervaise の記すところをみると「日本人、トンキン人、コーチシナ人およびカンボジア人なども亦、各々此地に植民区(colonies)を有し、在留民が国王の承認を得て自国民中から選任した一人の頭領(un chef)の下に生

活し、頭領は本国の習慣に従って所属在留民を統治している。」<sup>(註11)</sup>「1 キャンプ毎に1 監督があり、Nai と称している。彼等(居留民)は通常、廉直で邪悪な人を懲らしめることの出来る人物を選出して監督としている。」<sup>(註12)</sup>

とみえる。また1687年から翌年までタイに滞在したフランス人 De la Loubère によれば、

「各国人毎に各自の居留地(un quartier different)を有している。市外にあって、城外の場末町をなしている。この居留地のことをポルトガル人はキャンプ(camp)と言い、シャム人はバン(ban)と呼んでいる。各国人毎に各々その頭領(chef)を戴いているが、シャム人はこれをナイ(Nái)と称している。そしてこの頭領は各自管轄の居留民の事項に関しては、シャム国王がとくに任命し、われわれが其の国民のマンダリン(mandarin)と呼んでいる官吏と共に事を決する。しかし少し重大な事件は此の官吏に決裁する権限なく、バルカロン(Barcalon)に之を移管する。」

と記されているが<sup>(註13)</sup>、おそらくこれはかれの現地での見聞を記したものであろう。さらに Valenty ンの『新旧東インド誌』(1724年)のシャム関係の記事のなかに

「また同地には色々な国人が住んでいる(後年になるとその数40種にも上った)。いずれも各自の居留地(colonies)を持っている。よって当地にはシャム人、ペグー人、中国人、マカッサル人、日本人、マレー人、コーチシナ人、カンボジア人、およびオランダ人などが、この都の内外、それぞれ独自の場所すなわち地域にあって、彼等自身の頭長(hoofd)の下に暮している。」

という記述がみえる<sup>(註14)</sup>。

以上の諸記録によれば、華僑居留地の住民は、他国人居留地におけると同様、かれらのなかから

選出した頭領によって本国(中国)の習慣によって統制され、シャム国王の任命した官吏がその上にあつてこれに関与したことが知られる。そして重要な問題については、バルカロンすなわちこのタイの財務、外務長官の裁決を仰ぐこととされていたのである。

ところで、この華僑居留地におけるシャム人官吏についてであるが、1629年から34年までアユタヤのオランダ商館館長だった Van Vliet はこの点について

「外来の居留民は次のように分属している。すなわち、ペグー人はオヤ・プレチック(Oya Poetip)の下に、ラオス人はオヤ・アワン(Oya Awangh)の下に、日本人はオヤ・ピチャソングラム(Oya Pitsjasoncram)の下に、中国人はオプラー・シソンバット(Opraa Sysombat)およびトンスイ(Thongsuy)の下に、マレー人はオプラー・アラクス・アマーネ(Opraa Alaks Amane)の下に、ポルトガル人はオプラー・ライ・モンテリー(Opraa Ray Montry)の下に属している。これらの官吏は、その管轄する居留民から利益を収める機会を決して逃さなかった。」

と述べている<sup>(註15)</sup>。この記事によれば、華僑の管理に当たったシャム官吏は、他国の通例1名よりも多く2名であったこと、しかもそれがオプラー・シソンバットとトンスイであったことがわかる。ここにみえたオヤ(Oya)、オプラー(Opraa)は、後述するように、当時のタイ官吏のなかでは最も高官に属し、諸外国居留民の管理がこの国で重要視されていたことを示している。

ところで問題は「Thongsuy」であるが、筆者はこれを中国語「統帥」の音写とし、事実上は中国居留民中の頭領を指す称呼であったと考えたい。この推定によれば、従来解されている<sup>(註16)</sup>ように、

華僑の管理に当たったシャム官吏の数は特殊ケースとしての2人ではなくして、他国居留民管理の場合と同様、Opraa Sysombat 1人であったと解すべきこととなろう。また同時に、先掲の1687~88年在暹の De la Loubère の記事によって明らかにされているような、居留地における頭領とシャム官吏の両者による管理制度が、少なくとも華僑居留地の場合、すでに Van Vliet がこの記事を書いた17世紀前葉(1638年)から実施されていたことが判明するわけである。

ところで、この華僑居留地における居留民自身で選ぶ頭領の員数であるが、同じくアユタヤに存在した日本人町の実例では、上掲歐人諸記録には単数をもって記されているにかかわらず、同時に2人ずつ在任したことが判明している<sup>(註17)</sup>。したがって、華僑の場合も直ちに上掲記録のごとく1名であったと断定することは危険であるが、いまのところ、この点について他に確認すべき資料が欠けているので、しばらく前掲諸記録のごとく1名であったとしておこう。

### 3. 華僑の社会生活

アユタヤ華僑のなかには、どのような職業の個人が含まれていたのであろうか。先述したような華僑のこの地への定住および増大の事情から考えて、まず第1に貿易家や商人が多かったであろうことが当然考えられる。そのほか官吏として活躍した華僑も多かったであろう。これらの人々についてはまた後にふれることがあろう。以上のほかに、アユタヤ華僑のなかには多くの種類の職人、豚飼いなどがいたことが Van Vliet の記述から知られる<sup>(註18)</sup>。Kaempher によると、アユタヤの3宮殿のうちの一つはシャム国王の命によって中国人建築師が建てたものであったという<sup>(註19)</sup>。また華僑のなかには演劇を職業とする者もあり、タイ

の上流社会の宴会などでもそうした広東歌劇団や漳州歌劇団などの手による中国歌劇が上演されていたようである<sup>(註20)</sup>。また De la Loubère は前掲書で華僑のなかには医師もおり、かれらはアユタヤにおいて最も尊敬され、タイ国の主治医を勤めたのもほかならぬ中国人医師であったと述べている<sup>(註21)</sup>。アユタヤ在住華僑のなかにはまたキリスト教徒の移民が含まれていたこと<sup>(註22)</sup>、またなかには修道院で学ぶ少年たちもいたことなどが知られる<sup>(註23)</sup>。

華僑を出身地別にみると、少なくともアユタヤ時代においては、福建人と広東人が多かったようである。まず福建出身者についてみると、1477年(成化13年)にタイからの朝貢使として中国に到来した李文英必美巫は中国名を謝文彬という華僑であったが、かれは福建省汀州の出身であったことが判明している<sup>(註24)</sup>。また1947年(弘治10年)のタイ朝貢使節のうち通事の李羅は華僑で福建省清流県人であった<sup>(註25)</sup>。また1779年に Tak Sin 王(1767~82年)によって南部タイの Songkhla の知事に任ぜられた呉陽は1750年に同地に渡来してきた華僑であるが、かれの出身地はやはり福建であった<sup>(註26)</sup>。

つぎに広東出身華僑の例としては、すでに指摘したように、1410年(永楽8年)に明朝の命によって居住地タイから中国本土に送還された何八観がいた。また17世紀後半の Pallu は、広東出身でタイ国官吏となっている華僑について語っている<sup>(註27)</sup>。中国における1644、45年の明清交替の際、満州族の清朝による支配に抗して、広東や福建の住民から多数が東南アジアに流出したが、この華僑官吏などもそうした亡命者のうちの1人であったかもしれない。

そのほか潮州人もアユタヤ王朝時代のタイにか

なりいたようで、現在のバンコック華僑の伝承では、明清交替期にタイに政治亡命した者のうち、潮州人は主として Bangplasoi を中心とする東南タイに集中し、福建人グループは Songkhla を中心とする南部タイに定住したといわれている<sup>(註28)</sup>。アユタヤ王朝滅亡の直後、トンブリ (Thonburi) 王朝を興こした Tak Sin 王の父は潮州出身の華僑であった。こうしてトンブリ王朝時代には、Tak Sin 王と同じ血を引く潮州人はとくに「チーン・ルアン」(chin-luang——王室華僑の意) と呼ばれ、各種の特権が与えられた<sup>(註29)</sup>。このためその時以後潮州人のタイへの流入が急激に増加し、ついに福建人に代わって今日に至るまでのこの国での優勢を確保するに至るのである。1680年代にアユタヤで3000ないし4000人<sup>(註30)</sup>、タイ全国では約1万人だったと推定される華僑人口は、この Tak Sin 王の積極的な華僑移入策によって急増しはじめ、ラタナコシン (Ratanakosin) 王朝の初期諸王がいずれも華僑移入方針を引き継いだこともあって、ついに1825年までに華僑総数は推定23万人に、1850年には30万人を数えるに至るのである<sup>(註31)</sup>。

ところで話をもとに戻し、いったいアユタヤの華僑がどのような社会生活を送っていたか、とくに現地社会との関係はどうであったのかという点について一考しておくこととする。この点に関して興味あるのは、アユタヤの華僑街では、中国固有の習俗が依然として盛行していたことである。Gervaise によれば、

「中国人はその居留区の到る所に寺院(temple)を建てている。これらの寺院の中にはわずかに太陽と月を示す二つの大仏像があるだけである。つねに火が燃えている1個の油灯と吊したり壁に掛けたりしている多くの書画がある。彼等は豚を犠牲にしている。本国におけるより以上に、

非常に壮麗な祭典を祝う。彼等はつねに一種こわい 声 音 を 出 す。200 歩 以 上 離 れ て い て も、全 区 域 は 均 し く そ の 騒 音 を 聞 か さ れ る。」

という<sup>(註32)</sup>。ここに Gervaise のいう temple は、豚を犠牲にするなどの記述からして、これは仏教寺院ではなくて華僑の宗廟あるいは同郷会館の類を指すものと思われる。祭典のときに発する大きな声は鞭炮の音であろう。いずれにしても、これによって、アユタヤ華僑街では中国本土の習俗が守られていたことが判明するであろう。

こうした一方、華僑と現地社会との交流はさうとう進んでいたようである。『東西洋考』暹羅の条に

「国人の華人を礼すること甚だ摯り、他夷に倍す。真に義を慕うの国なり。」

とあり、『殊域周咨録』(1574年)暹羅の条には

「凡そ大小の事悉く婦人にて決す。その志量、男子の上に在り。(中略)中国男子に遇えば、甚だこれを愛し、必ず酒飯を置きて待し、歌を歛び宿に留む。」

とあり、『瀟涯勝覽』暹羅の条には

「若し妻の我が中国人と通好する者あらば、則ち酒飯を置きて同飲坐寝するも、その夫は恬として怪となさず。乃ち曰く、我が妻美にして中国人喜愛せるならん。」

とあるが、これらの記事からみれば、華僑はタイ現地住民からは非常に敬愛の念を懐かれていたことがわかる。またとくに後者の記事によれば、原住民の妻が中国人と姦通しても罪悪視されないどころか、夫からみてむしろそれが誇りに足ることだと考えられていたことがわかり、当時の華僑と原住民との関係を示す特異な史料であるといえよう。

タイでは19世紀末まで、ほとんど中国女性の本土からの移住がみられず、華僑は男性のみで占め



られていたから、こうした華僑と現地女性との通婚というケースが当然多くみられたことと思われるが、この点について『海国図志』暹羅国の条には

「華人此に駐し、番女を娶る。」

と伝えている。こうした華僑と現地女性との通婚が進んだ結果、当然中・タイ混血児すなわちいわゆるルーク・チーン(luk-chin——中国人を父親とし、タイ女性を母親とする混血児)も多く生まれ、華僑の現地への定着化が進んだであろうと思われる。また『海語』には

「華人の流寓者、始めは本姓に従うも、一再伝すれば亦た失なう。」

とあり、華僑も三世以降は中国の姓を称さなくなってしまうことを伝えているが、これは華僑の現地社会への同化傾向がこの記事の書かれた16世紀ごろからすでにそうとう進んでいたことを示す貴重な史料である。

(注1) Fr. Gaspar da Cruz, *Tractado em que se contam muito por estenso as consas de Chinc com suas particularidades, e assi a reyno Dormuz* (Lisboa, 1829). (岡本良知著『16世紀日欧交通史の研究』73ページ所引。)

(注2) 佐久間重男「明朝の海禁政策」(『東方学』, 第6輯, 1958年7月), 42~51ページ。「明代の外国貿易——貢舶貿易の推移——」(『和田博士遷暦記念東洋史論叢』, 東京, 1951年), 273~287ページ参照。

(注3) Tomé Pires, *Suma Oriental que trata do Maar Roxo ate os Chinc*. (邦訳, トメ・ピレス『東方諸国記』, 1966年, 東京, 212~214ページ。)

(注4) 西川如見著, 飯島忠夫・西川忠幸校訂『日本水士考・水士解辭・増補華夷通商考』(岩波文庫版, 1944年), 129ページ。

(注5) M. Turpin, *Histoire civile et naturelle du Royaume de Siam* (Paris, 1771), p. 9; Victor Purcell, *The Chinese in Southeast Asia* (second edition, London, 1965), p. 92.

(注6) C. R. Boxer, *A True Description of the Mighty Kingdoms of Japan and Siam, by François*

*Caron & Joost Schouten, reprinted from the English edition of 1663* (London, 1935), pp. 108~109.

(注7) Jean Courtaulin, *Siam on Judia, capital du royaume de Siam dessinée sur le lieu par Mr. Courtaulin, missionnaire apostolique de la Chine* (Paris, 1686); Engelbert Kaempher, *The History of Japan, Together with a Description of the Kingdom of Siam, 1690-92* (Grasgow, 1906), Vol. I, p. 43の付図; De la Loubère, *Du royaume de Siam* (Amsterdam, 1691), pp. 6, 14の付図2枚; François Valentyn, *Oud en nieuw Oost-Indiën, Dordrecht, 1724-26*, Deel III, Beschrijvinge van Siam, bl. 61.

以上の地図の写真版が張美恵「明代中國人在暹羅之貿易」(『国立台湾大学, 文史哲學報』, 第3期〈中華民國40年, 台北〉, pp. 161~176)の付図としてまとめて掲載されており, 利用に便利である。

(注8) E. Kaempher, p. 28.

(注9) Sir John Bowring, *The Kingdom and People of Siam, with a Narrative of the Mission to That Country in 1855* (London, 1857), Vol. I, pp. 65~66.

(注10) *Records of the Relations between Siam and Foreign Countries in the 17th Century* (Bangkok, 1915~21), Vol. I, p. 60. (岩生成一著『南洋日本町の研究』, 東京, 1966年, 139ページ。)

(注11) Nicolas Gervaise, *Histoire naturelle et politique du royaume de Siam* (Paris, 1688), pp. 69~70. (岩生成一, 153ページ。)

(注12) N. Gervaise, p. 148.

(注13) De la Loubère, p. 337. (岩生成一, 154ページ。)

(注14) François Valentyn, Deel III, p. 59. (岩生成一, 153ページ。)

(注15) Jeremias Van Vliet, *Beschryving van het Koningryk Siam* (Leiden, 1692), p. 62; L. F. Van Ravenswaay, "Translation of Jeremias Van Vliet's Description on the Kingdom of Siam," *Journal of the Siam Society* (=JSS), Vol. VIII, Part I, pp. 65~66.

(注16) G. William Skinner, *Chinese Society in Thailand: An Analytical History* (Ithaca, 1957), p. 14.

- (注17) 岩生成一, 155ページ。  
 (注18) Van Ravenswaay, p. 103.  
 (注19) Kaempfer, p. 44.  
 (注20) L'Abbé de Choisy, *Journal du voyages · Siam, fait en 1685 & 1686* (seconde édition, uris, 1687), pp. 377~378.  
 (注21) Skinner, p. 14.  
 (注22) John Anderson, *English Intercourse with Siam in the Seventeenth Century* (London, 90), pp. 228~229.  
 (注23) L'Abbé de Choisy, pp. 238~239.  
 (注24) 『太子王端毅公奏議』, 卷4, 南京經紀私與使織造違禁紵絲奏狀。小栗田淳著『中世南島通交貿易史の研究』(東京, 1939年), 410~414ページ参照。  
 (注25) 『明実録』, 弘治10年9月辛丑の条。  
 (注26) Skinner, p. 21.  
 (注27) François Pallu, *Relation abrégée des missions et des voyages des évêques français, envoyés aux royaumes de la Chine, Cochinchine, Tonquin · Siam* (Denys-Becht, 1668), p. 129; Skinner, p. 15.  
 (注28) Skinner, p. 12.  
 (注29) Skinner, p. 21.  
 (注30) De la Loubère, p. 338.  
 (注31) G. William Skinner, *Leadership and Power in the Chinese Community of Thailand* (Ithaca, 1958), P. 3. (邦訳『タイ国の華僑社会における指導力と権力』, 13ページ。)  
 (注32) Nicolas Gervaise, pp. 231~232.

### III アユタヤ王朝時代のタイ華僑の政治・経済活動

アユタヤ時代のタイ華僑の活躍は政治・経済の方面にわたってめざましいものがあるが, 1630代のタイ華僑について Van Vliet は

「シャム王国にはなお多くの中国人が居留しており, 彼等は国内ではどの地方でも自由に交易する権利をもつだけでなく, 歴代国王の敬重するところとなっている。故に中国人のうちの少なからざる人達が任ぜられて高い地位や官職に就いている。また少なからざる数の中国人が認

められて最も有能な代理店, 商人および船員になっている。」

と述べている<sup>(注1)</sup>。この史料は, 前述したような現地政権と華僑との相互利用関係の実態を最もよく説明しているものといえよう。国王は華僑に貴族の称号や高官の地位を与えることによって, 華僑から忠誠心やかれらの秀れた才能にもとづく成果(財政収益など)を取得し, 一方華僑は与えられた特権と権力を最大限に利用して自己の蓄財や勢力の維持・発展を図ったのである。そこで以下においては, こうしたアユタヤ王朝時代の両者間の政治・経済面における利用関係の具体相を, 華僑の政治・経済活動という視点からできるだけ明らかにしてみたい。

#### 1. 政治・行政面での華僑の活躍

まず政治・行政面における在タイ華僑の活動はどのようなものであつただろうか。経済官僚としてのかれらの役割と活動については後にふれることとし, ここではその他の行政部門での華僑の活動について考えてみたい。上述したところからも察せられるように, 華僑のこの方面での活躍はさうとう多方面にわたって華々しいものがあつたと考えられる。

いまアユタヤ王朝末期の1730年に成った清の陳倫炯の『海国聞見録』にはこの国について

「中国を尊敬し, 漢人を用いて官属となし, 国政を理し財賦を掌らしむ(尊敬中国, 用漢人為官属, 理国政, 掌財賦)。」

と記されており, 当時のタイ華僑のなかにはタイ王室に仕えて, その行政を司る者や財政を担当する者のあつたことを伝えている。

こうした華僑系出身者でタイ官吏のさうとう高位まで昇進した者のうち, 氏名の判明しているのは, たとえば謝文彬であつた。かれは前述したよ

うにタイの使臣として中国に入貢しているが、タイ名を奈文英必美巫といい、ついに岳坤すなわちタイ語で Ockan と呼ばれる地位にまで出世したのであった。ここにみえる官位の岳坤は『四夷館考』下、暹羅館の条に

「その官制に九等あり。一を握啞往と曰う。二を握歩喇と曰う。三を握噤と曰う。四を握坤と曰う。五を握悶と曰う。六を握文と曰う。七を握板と曰う。八を握郎と曰う。九を握救と曰う。」とみえる「握坤」と同じ位階を指すものと思われ、当時のタイの官位のうちで上から数えて第4位に当たるそうとうの高官である。このように Ockan にまで昇進した華僑が謝文彬のほかにも相当数いたであろうことは、たとえば Van Nyendore が1612年に Ockan の地位にある2人の中国人が王命によって Pattani に赴いたことを伝えている(註2)ことや、『バタビア城日誌』1642年2月27日の条にシャム華僑 Ockan Pijsoet の行動について言及している(註3)ところからも推察される。

さらに華僑系官吏のうちには、名前は不詳ながら高級司法官として活躍した者もいたが(註4)、この人物はタイ官位の最高位 Oya にまで進んでおり、Oya Jammerad つまりアユタヤの民法および刑法の最高法官(註5)として在任していたのである。また Oya に次ぐ高官位である Opraa になった華僑もいたことが Kaempher によって紹介されているが、この華僑官吏は辮髪を蓄えていたという(註6)。華僑のなかにはまた国防および司法を司り、首相にも匹敵する権限を持つ高官位の Chakri として仕えた者もいた。わが国の『華夷変態』巻15、貞亨5年(1688年)百五拾番暹羅船之唐人共申口には、当時のアユタヤ王室には外国人として「もうる人」「ゑげれす人」とともに唐人(中国人)が招誘として仕えていたことを伝えているが(註7)、

この招誘は『華夷変態』ではいずれもチャウクワと読まれているが、おそらく前述の Chakri(または Chacry)の音写と考えてまちがいないところであろうと思われる。この当時の Chakri とはおそらく1678年当時 Narai 王(1656~1688年)の王室で海軍官の長として絶大な権勢をふるった華僑である Vphrah (=Opra) Sivepott (註8)ではないかと考えられる。

以上のほか、華僑はおもにアユタヤ王室で翻訳官または通訳として活躍していたことがわかる。『バタビア城日誌』1637年12月31日の条に

「中国皇帝とアユタヤは古代からつねに互いに金葉表文を送ってその誼しを通じている。しかるに中国皇帝は(熟練の翻訳官がいないため)よくその真意を伝えることが出来ないので、経験ある翻訳官が必要となり、ここに4人の学者をシャムに送って、シャム王の顧問とした。」とあり(註9)、ほぼ同様のことが翌1638年付の Prasat Thong 王から Orange 侯にあてて出された書簡のなかにも記されている(註10)。中国側史料のなかにもこうした中国人翻訳官のタイ派遣に関する記述を見いだすことは困難であるが、ともかく上掲史料からアユタヤ王室に中国人翻訳官が活躍していたことは疑いないところであり、その任にはアユタヤ在住華僑が当てられることも多かったであろうと考えられる。このほかアユタヤ王朝末期のタイ政府の財政担当官庁で通訳として中国人が用いられたことが明らかであるが(註11)、おそらくそれには先の翻訳官と同様、アユタヤ在住の華僑が当てられることが多かったものと思われる。

さらにタイ華僑は王宮親衛隊としても活躍していた。L'Abbé de Choisy は

「国王の親衛隊は回教徒の2個騎兵中隊および中国人の2個騎兵中隊から組織されている。」

と述べており<sup>(註12)</sup>、また先掲の『華夷変態』巻15、百五拾番暹羅船之唐人共申口などの記事によれば、華僑は国王の信任をあつくし、いったん事あるときは、その命をうけて軍隊を組織し、国王の守護にあたっていたことが判明するのである。

## 2. 財政・経済面での華僑の活動

ところでなんといっても初期タイ華僑の活動の中心は対外貿易を中心に財政・経済面においてであったことはいうまでもなからう。アユタヤ王朝時代の華僑は現住民たる一般タイ人(プライ[Prai])よりも多くの自由を享受していたことが注目される。すなわち華僑にはプライに課される夫役(毎年隔月ごとの6ヵ月間)の義務がなく、いずれの政府諸機関(クロム[Krom])に属する必要もなく、前掲のVan Vlietの記述にもあったように全国を自由に旅行することができた。かれらには人頭税は課されたが、その税額は3年間に4.25パーツというもの<sup>(註13)</sup>で、プライが夫役期間の終わるごとに2パーツ37サタン以上を課されていたのに比較すれば非常に低額であったのである。タイ王室がこのように自国人に対してよりも華僑に多く自由を与え、低率の税を課すなどしてこれを優遇したのはなぜか。おそらくこうした優遇策によって華僑をできるだけ多く誘引し、すぐれた技術と経験による対外貿易を中心とした経済活動を通じての王室財政面に対するかれらの貢献を期待するためであったと解される。こうしたタイ王室側の期待はSongtham王時代に創始せられPrasat Thong王(1629~1656年)によって1630年に王室による貿易独占制度が確立されて以後いっそう高まったものと思われる。

この貿易の王室独占制度の開始によって、すべての輸入品は王室の手で売りさばかれ、一方、国内各地に産する重要な輸出用商品——獣皮、蘇木、

香木、錫、鉛、硝石、象牙など——はプライが夫役の代わりに献上したほぼ同種の地方特産品とともにいったん首都アユタヤの王室倉庫に集荷せられ、その後に王室自身の手で(乗組員のほとんどが中国人である王室用船によって)輸出されるか、または国王の許可を得て代理商に払い下げられ、それが諸外国商人の手で輸出されるかしていたのである<sup>(註15)</sup>。なお当時さほど重要輸出品ではなかった米をはじめ、砂糖、魚類、塩、油類、鳥の巢などは自由交易を許されていたようである<sup>(註16)</sup>。こうした貿易制度はアユタヤ王朝時代を通じてその末期まで変わらず、さらにラタナコシン王朝の初期、19世紀中葉まで続けられたのであった。タイ王室は商才という点で、また船員としての航海技術という点でも、当時のタイにはこうした王室貿易遂行の面で華僑に匹敵する力をもった者はほかにないことを身をもって承知させられたのであった。一方華僑は、対外貿易面ではもちろん、王室会計官、倉庫管理人、王室仲買人、王室代理商、徴税請負人など王室財政のあらゆる部門で中枢的活躍をなし、その間大いに自己の勢力をタイ国内に扶殖した。こうした商人的なタイ国王と華僑との相互利用関係は以後2世紀以上にわたって維持される一つのパターンとなったのである<sup>(註17)</sup>。

### (1) 対外経済活動

華僑の経済活動において最も特徴的だったのはやはり王室独占貿易において果たした役割であろう。華僑は王室所有の中国式ジャンクに乗り込んで、当時のタイの主要交渉相手国であり、「朝貢」という名の官営貿易を行っていた相手「宗主」国たる中国をはじめ、やはり重要な貿易相手国たる日本、琉球、朝鮮、東南アジアの近隣諸国などとの経済外交の推進においてまことに重要な役目を果たしたのであった。華僑はときには王室貿易

の担当官として外国に船を派遣することもあり(註18)、また税関吏として活躍し(註19)、さらに正使としてあるいは副使、通事、幹事として、または船員としての資格で使節団に加わり、諸外国に出かける場合も多かったのである。

いま、タイ国使臣として華僑が中国・日本そのほかの諸外国に赴いた例をみよう。

まず明代の中国に対して行なわれたタイからの入貢を『明実録』(註20)その他の史料から拾い出し、これら入貢に際して最も重要な役割を果たす入貢使臣(正使、副使、通事、幹事など)について、その氏名に注意すると、明らかに中国系と思われる氏名をもつ人物がそうとう多く見いだされるのである。たとえば、洪武5年2月(1372年)入貢の通事李清、翌洪武6年12月入貢の副使陳挙成、洪武14年2月(1381年)入貢の正使陳子仁、永楽3年7月(1405年)および永楽8年12月(1410年)入貢の正使曾寿賢、永楽14年5月(1416年)入貢の正使李正賢、宣徳2年5月(1427年)入貢の正使黃子順、正統3年2月(1438年)入貢の正使羅漸信、天順元年3月(1457年)入貢の正使馬黃報、成化13年11月(1477年)入貢の副使謝文彬、弘治10年9月(1497年)入貢の通事李羅、幹事李得聡などである(註21)。このほか万曆6年9月(1578年)入貢の通事でタイ名を握文源という者が明らかに華僑であったことが知られている(註22)。

明朝に次いで興った清朝も初期の対外貿易政策においては、前代と同じく海禁を厳にし、朝貢制度を設けてこれを実施したので、タイをふくむ東南アジア諸国との貿易もこの線に沿って行なわれたわけであるから、華僑がその間に活躍する余地は前代にも増して多く、事実多くの実例が知られる。しかしさしあたって清代の中還官営貿易に活躍した華僑の具体例をいちいち挙げることは別の

機会に譲り、ここではさしひかえておくこととする。

さて、以上のように中国に赴いた使臣のほか、タイ使臣として14～15世紀の交に朝鮮に使した乃張思道、陳彦詳、林得章のごときも明らかに華僑であると推察される(註23)。なお、ここにとくに興味があるのは、この記録にみえるように暹羅国使臣として朝鮮に使した陳彦詳が、のちにはジャバ(爪哇)国使臣としてふたたび朝鮮に来航しており、さらに後には日本にも来航していることであるが、このような華僑の国際的性格の強さについてはとくに注目すべきであろうと思われる。

中国、朝鮮などのほか、日本にもタイ華僑がその国の使臣として来航していたことは彼我諸種の記録に徴して明らかであるが、ここでは『増補華夷通商考』巻3、外夷、暹羅の条に

「該(暹羅)国より毎年一二艘国王の大船日本に来るあり。其船員均しく該地に居る唐人なり。此外に暹羅人また乗船して来日する者あり。」とある記事や、Gervaise が

「シャムには多くの中国人が住んでおり、故にシャム王は中国人を利用して日本人とつねに有利な通商関係を維持している。毎年国王は若干艘の船を日本に派遣している。これらの船はすべて中国人によって運航せられるが、同時に若干のシャム人官吏が随行して商務の監督に当たっている。しかしながら彼等(シャム人官吏)は日本で上陸することは出来ない。ただ彼等はその国(日本)のニュースをよく知り、これらのニュースを利用することが出来る。」

と述べている記事(註24)を引くにとどめておこう。

なお、このGervaiseの記事と同様のことをさらに詳細に記している日本の『唐通事会所日録』(寛文9年[1669年]2月8日の条)などからすれば(註25)、タ

イ国王から諸外国に派遣される貿易船の場合、航海術や商才に劣るシャム人に代わって船の運行、諸外国における商行為のいっさいは挙げて中国人に一任されており、同行のシャム人官吏はただ商取引に関する監督ならびに記帳などを行なうにすぎなかったことがわかる。もってアユタヤ王朝の対外貿易に果たした華僑の役割の重要さが判明するであろう。

なお華僑はこうして使臣、船員として諸外国に赴き、官當貿易に貢献したが、同時にこれに便乗して、自己の商活動をも大に行なっていたことはまちがいない。すでにたびたびふれたタイ華僑謝文彬はタイ使臣として中国に入貢した際、禁を犯して私貿易を行なっていたことが中国官憲の調べによって発覚しており、また『明実録』(成化17年[1481年]の条)には、タイ使臣が帰国に際して子女や塩を密買していたことが発覚したことが記されているが、入貢した華僑などがこうした密貿易を行なったであろうことは十分に考えられるところである。

ともあれ、こうした華僑のアジア諸国間貿易における重要な活躍は、当時のアジア貿易でこれと競争的立場にあったオランダ商人の極度に妬忌するところであったのである。1664年にオランダが武力による圧力でNarai王に調印させた「オランダ・シャム通商条約」のなかには、オランダがシャム産牛皮および鹿皮の輸出独占権を持つことを規定するとともに、

「シャムは日本に派遣する船隻に華僑船員を雇用しないことを約束する。」

という一項がふくまれているのは<sup>(註26)</sup>、オランダのこうした華僑勢力抑圧対策の現われにほかならない。しかし現実はこの一項によって、タイ華僑の対日貿易活動があまり影響をうけなかったらし

いことは、本条約締結以後の年代に属する諸史料に徴して明らかなどころである。

## (2) 国内での経済活動

ところで華僑のタイ王室に対する財政官としての貢献は単に以上のような貿易官、船員などとしての対外貿易面においてはばかりでなく、国内での全般的な財政業務にわたって著しかったことは先にふれた。中国史料でも1730年に成った『海国聞見録』には、この国(タイ)では中国人を用いて財賦を掌らしめていることを伝えており、また同世紀の『澳門紀略』暹羅の条には、同様に

「今その国閩人多く、計貨官を授かる者尤も多し。」

と記されている。そこで以下には、そうした華僑の国内での財政・経済活動のうち、とくに国内流通面でのかれらの活動についてふれてみることにしたい。

アユタヤ王朝ではさきにふれたように、1630年に貿易の王室独占制度が定められ、それ以後は国内各地産の輸出用重要商品はいったん首都アユタヤの王室倉庫に集荷され、その後に王室自身によって輸出されるか、または国王の許可をうけた代理商を通じて買い入れたオランダ、イギリス、中国、日本など諸外国商人によって輸出されるかしていたのであるが、Van Vlietの先掲史料にも中国人がタイ国内ではどの地方でも自由に交易する権利をもち、また最も有能な代理店、商人となっていることが述べられていたように、17世紀前葉当時、華僑がこの国の輸出産品の集荷、流通に当たって、また輸出の際の代理商として大いに活躍していたことが明らかである。

さらにこの面で注目されるのはアユタヤ王朝末期の18世紀前葉(1720年代)に、従来の輸出商品に加えて、とくに大量のタイ米が中国へ輸出される

にいたったことであり<sup>(註27)</sup>、この当時すでに華僑がそうとう整備した農産物集荷網をタイ国内に築き上げていたことが推測される。さらにまた、この時期以後のタイ米の大量輸出によって、その運搬者としての海運面での活躍はもちろんのこと、そうした輸出米の集荷を担当した華僑の、タイ国内の農村部ないしは流通機構に占める地位はいっそう強化されるにいたったものと思われる。こうした事実と関連して、このアユタヤ王朝末期には、華僑の各種徴税請負人としての活動がみられはじめている<sup>(註28)</sup>。潮州系華僑だった Tak Sin 王の父はアユタヤにおける賭博の徴税請負人であった。この徴税請負制度はラタナコシン王朝時代になり、とくに Rama 三世 (1824~51年) 以後に発達し、多くの租税が請負制にされている<sup>(註29)</sup>。そうした請負人のほとんどすべてが華僑であったことはいうまでもない。かれらはこのような国家権力との結びつきを最大限に利用して、しだいにタイ農村部に抜きがたい確固たる経済支配網を張りめぐらしていったのである。

ところで、アユタヤ王朝時代の王室貿易下において、輸出品の集荷や輸出の仲介者としての活動は、ひとり華僑のみならず、これと並んで17世紀前半当時、アユタヤに相当数の居住者を数えた日本人<sup>(註30)</sup>も大いになしたところであったのである。Van Vliet は

「中国人および日本人は 従前からつねにシャム国内の Meclongh, Pypry, Pappry, Pitsjeboury, Ratsjeboury および Cuy などの各地から大量の貨物を出荷している。但し、その輸出の許可は必ず先にアユタヤの国王の承認を得なければならない。」

と述べて<sup>(註31)</sup>、国内集荷面で中国人と並んで日本人が活動していた事実を伝えており、一方、日

本商人のアユタヤにおける輸出仲介者としての活動状況については、たとえば『バタビア城日誌』1640年11月21日の条に

「日本人小左衛門と軍兵衛は つねに鹿皮を買い占めては商館に手渡していたが、ここに不実なことをして、会社が彼等に手渡した資金を以って彼等は多量の鹿皮を買い占めて、Van Vliet の抗議に従わずに、前記の中国人船主に売渡したので、会社も止むなく彼等より該資金を引き揚げて、彼等と絶縁した。」

とある記事などからも明らかである。なおこのように輸出仲介者として活躍したアユタヤの華僑や日本人は商品売渡し後も、買受けの諸外国商人から依頼されてその運搬、荷造りに当たっていたのであった<sup>(註32)</sup>。

しかし、こうして華僑にも十分匹敵しうる活躍をなしたアユタヤ在住の日本人たちも、1629~30年のタイ王室の内紛に巻き込まれて大打撃をうけたり、また祖国日本におけるきびしい鎖国政策の断行(寛永13年[1636年])などによって、そのタイにおける勢力もしだいに衰退し、ついに17世紀後半にはその活動の跡を断つにいたったのである。

さらに同世紀末ごろまでには、同じくタイをめぐるアジア諸国貿易に活躍したヨーロッパ諸国勢力のこの地からの退潮がみられた。すなわち1688年の反仏・反国王勢力のクーデターの成功、Narai 王の死去、排外的な将軍 P'ra P'etraja の Ramesuen 王としての即位など一連の事件によって、まずヨーロッパ勢力中この国への登場が最もおくれたフランス勢力が、またイギリス勢力がアユタヤから姿を消した。ポルトガル勢力はすでにこの時期までにはこの国での政治的・経済的影響力を失っていた。ただひとりオランダ勢力のみが、その後もこの地での活躍を続けたが、このオランダも

1705年を転機として、それ以後この地での経済活動は急速に衰退してしまったのである(註33)。

こうして、以後1767年のアユタヤ王朝の滅亡まで、さらに華僑系の Tak Sin 王の治世(Thonburi 王朝)を経て、ラタナコシン王朝 Rama 四世(Mongkut 王, 1851~68年)治下の1855年、進歩した技術と巨大な資本とに武装されたヨーロッパ勢力の再到来によってこの国の世界への門戸が開放されるまで、約1世紀半にわたる期間は、タイにおける経済活動の有力な競争相手なく、ひとり王室と共生関係に立つ華僑のみがそこに独占的地位を維持していたのであった。

(注1) Jeremias Van Vliet, *Beschryving van het Koninkryk Siam* (Leiden, 1691), p. 48; L. F. Van Ravenswaay, "Translation of Jeremias Van Vliet's Description on the Kingdom of Siam," *Journal of the Siam Society* [=JSS], Vol. VII, Part I (Bangkok, 1910), p. 51.

(注2) Francis H. Giles, "A Critical Analysis of Van Vliet's Historical Account of Siam in the 17th Century," *JSS*, Vol. XXX (1938), pp. 276~277.

(注3) *Dagh-Register gehouden int Casteel Batavia, 1641-1642*, bl. 122; 張美恵「明代中国人在暹羅之貿易」(『国立台湾大学, 文史哲學報』, 第3期, <中華民國40年, 台北>), 170ページ。

(注4) Engelbert Kaempfer, *The History of Japan, Together with a Description of the Kingdom of Siam, 1690-92* (translated by J. G. Scheuchzer, Glasgow, 1906), p. 38.

(注5) Van Vliet, p. 55; Van Ravenswaay, p. 59.

(注6) E. Kaempfer, pp. 16, 18.

(注7) 林春勝, 林信篤編, 浦廉一解説『華夷変態』(東洋文庫叢刊第15, 中巻, 1958年), 988~989ページ。

(注8) John Anderson, *English Intercourse with Siam in the Seventeenth Century* (London, 1890), p. 426.

(注9) *Dagh-Register*……, 1637, bl. 10.

(注10) Francis H. Giles, p. 318.

(注11) Wira Wimoniti, *Historical Patterns of Tax Administration in Thailand* (Bangkok, 1961),

p. 28.

(注12) L'Abbé de Choisy, *Journal du voyage de Siam, fait en 1685 & 1686* (seconde édition, Paris, 1687), p. 527.

(注13) Victor Purcell, *The Chinese in Southeast Asia* (second edition, London, 1965), p. 99.

(注14) 石井米雄氏によると、2パーツ37サタンになったのはラタナコシン王朝の Rama 四世時代のことでそれより以前はもっと高額であったという(喜多村浩編『タイの経済開発』[アジア経済研究所, 1963], 46ページ注5)。

(注15) W. A. Graham, *Siam*, Vol. I (London, 1924), p. 235; James C. Ingram, *Economic Change in Thailand since 1850* (Stanford, 1954), pp. 26~27.

(注16) James C. Ingram, p. 27.

(注17) G. William Skinner, *Leadership and Power in the Chinese Community of Thailand* (Ithaca, 1958), p. 3. (邦訳『タイ国における華僑社会』[アジア経済研究所翻訳シリーズ第8集, 1961年], 12ページ。)

(注18) たとえば前掲『華夷変態』, 巻17, 元禄3年(1690年)八拾老香運暹船之唐人共申口。

(注19) 『バタビヤ城日誌』, 1640年11月21日の条。

(注20) 『明実録』にはアユタヤ王朝時代のタイを知るための貴重な史料が多くふくまれている。かつて筆者はこの『明実録』の利用により、不明な点の多いアユタヤ初期王統について考察したことがある。高橋保『『明実録』に見えたるアユタヤ初期王統について』(『史学研究』, 第68号, 広島, 1957年11月)。

(注21) 筆者は上記『明実録』など中国史料によって、明朝とアユタヤ王朝との間に行なわれた全期にわたる通交貿易の概要を年表的に示した別稿「明暹通交貿易史年表稿」を用意しているが、このたびは紙幅のつごうで、割愛せざるをえなかったのは残念である。近い将来に発表したい。

(注22) 『万曆起居注』, 万曆8年5月3日の条。三田村泰助「暹羅訳語に就いて」(『立命館文学』, 第81号, 1952年), 14~24ページ参照。

(注23) 小栗田淳著『中世南島通交貿易史の研究』, 429~430ページ。また同氏「中世における日本と南方の関係」(『南方文化講座, 日本南方発展史篇』所収), 107~108ページ参照。

(注24) Nicolas Gervaise, *Histoire naturelle et*



*politique du royaume de Siam* (Paris, 1688), pp. 314~315.

(注25) 前掲『華夷変態』, 上巻, 1~78ページの故浦博士の解説, とくに13~14ページ参照。

(注26) William Nunn, "Some Notes upon the Development of the Commerce of Siam," *JSS*, Vol. XV (1922), p. 81.

(注27) タイ米がはじめて中国に輸出されたのは, 清の康熙61年(1722年)であったといわれるが, この年のこととして、『粵海関志』, 卷21, 賁船1暹羅國の条には「朕聞く。暹羅國は米甚だ豊かにして足る。価亦た甚だ賤し。若し福建, 広東, 寧波三処に各米十万石を運び来れば, 此の貿易地方に有益なり。此の三十万石は係りて公なり。前來必ずしも収税せず。」とある。タイ米の輸出とこの国での華僑勢力の増大との関連については, 成田節男氏も注意しておられる。同氏著『増補 華僑史』(東京, 1942年), 224ページ参照。

(注28) Wira Wimoniti, pp. 42~43.

(注29) H. G. Quaritch Wales, *Ancient Siamese Government and Administration* (New York, 1965), pp. 204~208; Wira Wimoniti, pp. 56~108.

(注30) 岩生成一「暹羅日本町の盛衰」(『南洋日本町の研究』, 1966), 127~211ページ参照。

(注31) Jeremias Van Vliet, *Naukeurige Beschryvinge van het Koningryck Siam* (Leiden, 1692), bl. 65; 張美恵, 171~172ページ。

(注32) 『シャム・オランダ商館日記』1637年4月14日の条。(Dagregister vant Comptoir Siam van 2 Maert tot 31 Oct. 1637. [Koloniaal Archief]) 岩生成一, 177ページ。

(注33) タイとこれら諸外国との関係の経緯については, W. A. R. Wood, *A History of Siam* (London, 1926), Chapter XIII-XIV のほか, 郡司喜一著『17世紀に於ける日泰関係』(1942年)が参考になる。

## あ と が き

以上のような簡単な記述によっても, われわれはアユタヤ王朝時代のタイ華僑が現地王室と相互依存関係を維持しながら, しだいにこの国におけ

る政治・経済の中枢部にその勢力を浸透させていった過程をだいたいがい知ることができると思う。かれらの特色ある経済活動は, タイにおいてはまず王室独占貿易の遂行にその尖兵として重要な役割を果たすことから本格的となり, そうした輸出物資の集荷活動を通じて, しだいにタイ国内の経済活動においても勢力を拡大していった。そうした農村部での華僑の経済的支配力はこの国産の米が多量に輸出されはじめたアユタヤ王朝末期(18世紀前葉)にいたっていっそう強化されたものと考えられる。ここに現在にいたるまで維持されてきたかれらの経済力の確固たる基盤が形成されたのである。

タイでは, その後, ラタナコシン王朝時代の1855年, イギリスとの間にボーリング協定を締結したのを手始めに, 引き続いて欧米諸国との間に次々と通商条約を締結したが, その結果, この国の貿易は自由化され, 従来のような王室貿易は不可能となり, 旧式な中国風ジャンクは進歩した欧米の汽船に圧倒されるにいたった。ここに貿易面に占めてきた華僑の地位は根底から揺り動かされることになったわけであるが, 華僑の勢力はこれによって衰退することは決してなかった。タイの社会経済において華僑はもはや不可分の要素となっていたし, なによりも上述したようにすでにアユタヤ王朝時代から長期間にわたって着々と築き上げられてきたかれらのタイ国内における商業, 流通機構に占める独占的地位がかれらを支え, さらに以後の発展をもたらす原動力となったのである。

(調査研究部)